

USPTOの特許関連収入不足に対する救済法案(HR3114)が成立
—最大7,000万ドルの商標収入を特許予算へ流用可能に—

2009年8月7日
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)の09年度(08年10月-09年9月)予算に関し、商標関連収入の一部を、特許関係の支出に充てることを可能とする救済法案(HR3114)¹が、本日、オバマ大統領の署名を経て成立した。

同法案は、USPTOの特許関連収入不足によるUSPTO職員の解雇等の事態を防ぐためとして、コンヤーズ下院司法委員長(民、ミシガン)らにより先月7日に提案された救済法案であり、同7日に下院を、同16日に上院を通過し、大統領の署名待ちとなっていたもの²。

USPTOは、昨今の経済情勢の急激な悪化に伴い、予算編成時の予測に反して、特許出願件数が減少し、特許維持料金(年金)収入も減少するなど特許関連収入が減少に転じたことから³、09年度の特許関連業務の支出予定額に対する収入不足(財政難)が深刻化し、組織運営に対する大きな懸案事項として抱えていた⁴。

かかる財政難に対し、USPTOは、重要ポストを除いた新規職員採用の凍結などを中心とした支出削減策に取り組んでいるところであるが⁵、同法案の成立により、09年度は、7,000万ドルを上限として商標関連収入を特許業務に係る支出に流用することができるようになり⁶、職員の解雇等の最悪の事態に対しては、ひとまずセーフティーネットが張られることになった。

今後、支出削減効果と6月以降の特許関連収入の動向などを考慮し、実際に流用が必要か否か決められることになる。なお、実際に流用した場合、11年度内(11年9月30日まで)に特許関連料金に返済に充てるための追加料金(surcharge)を創設すること、及び14年度内(14年9月まで)に全てを返済することが同法案に併せて規定されている。

(了)

¹ 条文は[こちら](#)。

² 上院においても、6月25日にレーヒ上院司法委員長らにより同趣旨の法案(S3114)が上程され、同日に上院を通過していたが、今回、下院通過法案を上院が可決することにより議会を通過させた。

³ 6月18日に開催された特許政策諮問委員会(PPAC)にて提示された[USPTO資料\(パワーポイント\)](#)参照

⁴ USPTOは独立採算制の省庁のひとつ。

⁵ 上記PPAC(脚注3)におけるUSPTO担当者発言。議事録は[こちら](#)を参照。また、6月23日付ロイター記事によれば、今年度USPTOは既に1億2千万ドルの予算削減を実施、今後2千万ドルの追加削減ができるとしたUSPTO担当者の話を伝えている(記事は[こちら](#))。

⁶ 米国商標法では、商標関連業務の処理費用のために料金を設けること(第31条)と規定されており、また米国特許法において、徴収した当該商標料金は商標業務のためのみに支出すべき(第42条)と規定されている。